

国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センターの設立に伴う
関係規程等の整理に関する規程

(平成 25 年 4 月 1 日 25 規程第 24 号)

国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センターの設立に伴い、関係規程等の整理に関する規程を次のとおり定める。

(国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正)

第 1 条 国立大学法人東京農工大学事務組織規程(平成 24 年 4 月 1 日 24 規程第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 26 条第 5 号中「産官学連携・知的財産センター」を「先端産学連携研究推進センター」に改める。

(国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程の一部改正)

第 2 条 国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規程第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「産官学連携・知的財産センター」を「先端産学連携研究推進センター」に改める。

第 3 条第 1 項第 3 号中「産官学連携・知的財産センター長」を「先端産学連携研究推進センター長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学印章規程の一部改正)

第 3 条 国立大学法人東京農工大学印章規程(平成 16 年 4 月 1 日 16 教規程第 72 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

東京農工大学産官学連携・知的財産センターの印	研究国際部研究支援課長
------------------------	-------------

」

を

「

東京農工大学先端産学連携研究推進センターの印	研究国際部研究支援課長
------------------------	-------------

」

に、

「

東京農工大学イノベーション推進機構の印	戦略企画課長
東京農工大学研究戦略センターの印	研究国際部研究支援課長

」

を

「

東京農工大学イノベーション推進機構の印	戦略企画課長
---------------------	--------

」

に改める。

別表第2中

東京農工大学産官学連携・知的財産センター長の印	研究国際部研究支援課長
-------------------------	-------------

を

東京農工大学先端産学連携研究推進センター長の印	研究国際部研究支援課長
-------------------------	-------------

に、

東京農工大学イノベーション推進機構長の印	戦略企画課長
東京農工大学研究戦略センター長の印	研究国際部研究支援課長

を

東京農工大学イノベーション推進機構長の印	戦略企画課長
----------------------	--------

に改める。

(国立大学法人東京農工大学プライバシーポリシーに関する規程の一部改正)

第4条 国立大学法人東京農工大学プライバシーポリシーに関する規程(平成17年7月4日17教規程第35号)の一部を次のように改正する。

【別表2】 第三者提供(教職員・その他) その他中

(財)文 教協会	学長及び常勤職員(部局長、大学教育センター長、産官学連携・知的財産センター長、保健管理センター長、図書館長(分館長を含む。))、学内共同教育研究施設長、附属施設長)	氏名、 現職
-------------	--	-----------

を

(財)文 教協会	学長及び常勤職員(部局長、大学教育センター長、先端産学連携研究推進センター長、保健管理センター長、図書館長(分館長を含む。))、学内共同教育研究施設長、附属施設長)	氏名、 現職
-------------	--	-----------

に改める。

(国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程の一部改正)

第5条 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程(平成16年4月7日16経教規程第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「産官学連携・知的財産センター長」を「先端産学連携研究推進センター長」に改める。

別表2中

「
|研究|・産官学連携・知的財産センター長|
」

を

「
|研究|・先端産学連携研究推進センター長|
」

に改める。

(国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則の一部改正)

第6条 国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「産官学連携・知的財産センター」を「先端産学連携研究推進センター」に改める。

(国立大学法人東京農工大学外国人受託研修員規程の一部改正)

第7条 国立大学法人東京農工大学外国人受託研修員規程(平成17年7月20日17教規程第37号)の一部を次のように改正する。

第2条中「産官学連携・知的財産センター長」を「先端産学連携研究推進センター長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則の一部改正)

第8条 国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「産官学連携・知的財産センター副センター長」を「先端産学連携研究推進センター副センター長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程の一部改正)

第9条 国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程(平成16年4月7日16経規程第49号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

小金井地区事務部長	工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、小金井図書館(文献複写料に限る。)、産官学連携・知的財産センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)、科学博物館及び研究戦略センターにおける収入金の収納事務
-----------	--

」

を

「

先端産学連携研究推進センター棟	先端産学連携研究推進センター長
-----------------	-----------------

に改める。

(国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程の一部改正)

第12条 国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程(平成20年11月1日20教規程第55号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「産官学連携・知的財産センター」を「先端産学連携研究推進センター」に、「科学博物館、」を「科学博物館及び」に改め、「及び研究戦略センター」を削る。

(国立大学法人東京農工大学利益相反規程の一部改正)

第13条 国立大学法人東京農工大学利益相反規程(平成16年4月7日16経教規程第66号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第4号中「産官学連携・知的財産センター」を「先端産学連携研究推進センター」に改める。

(国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程の一部改正)

第14条 国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程(平成16年4月7日16経教規程第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

小金井地区	本部(小金井)、工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、小金井図書館、大学教育センター(小金井)、産官学連携・知的財産センター、国際センター(小金井)、小金井保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)、科学博物館(小金井)、環境安全管理センター(環境管理施設)、放射線研究室(工学部事業所)、女性未来育成機構(小金井)及び研究戦略センター
-------	--

を

「

小金井地区	本部(小金井)、工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、小金井図書館、大学教育センター(小金井)、先端産学連携研究推進センター、国際センター(小金井)、小金井保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)、科学博物館(小金井)、環境安全管理センター(環境管理施設)、放射線研究室(工学部事業所)及び女性未来育成機構(小金井)
-------	---

に改める。

別表第2中

「

産官学連携・知的財産センター	産官学連携・知的財産センター長	研究国際部研究支援課長
----------------	-----------------	-------------

」

を

先端産学連携研究推進センター	先端産学連携研究推進センター長	研究国際部研究支援課長
----------------	-----------------	-------------

に、

テニュアトラック推進機構	テニュアトラック推進機構長	戦略企画課長
研究戦略センター	研究戦略センター長	研究国際部研究支援課長

を

テニュアトラック推進機構	テニュアトラック推進機構長	戦略企画課長
--------------	---------------	--------

に改める。

(国立大学法人東京農工大学文書決裁要項の一部改正)

第15条 国立大学法人東京農工大学文書決裁要項(平成18年3月28日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「産官学連携・知的財産センター」を「先端産学連携研究推進センター」に、「イノベーション推進機構、」を「イノベーション推進機構及び」に改め、「及び研究戦略センター」を削り、同条第4号中「産官学連携・知的財産センター」を「先端産学連携研究推進センター」に、「イノベーション推進機構、」を「イノベーション推進機構及び」に改め、「及び研究戦略センター」を削る。

別表2中

部局等(図書館、大学教育センター、産官学連携・知的財産センター、国際センター、保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター、科学博物館、環境管理施設、放射線研究室、女性未来育成機構、アグロイノベーション高度人材養成センター、環境リーダー育成センター、イノベーション推進機構及びテニュアトラック推進機構を除く)の長	副 部 局 長
--	------------------

を

部局等(図書館、大学教育センター、先端産学連携研究推進センター、国際センター、保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター、科学博物館、環境管理施設、放射線研究室、女性未来育成機構、アグロイノベーション高度人材養成センター、環境リーダー育成センター、イノベーション推進機構及びテニュアトラック推進機構を除く)の長	副 部 局 長
--	------------------

に、

「産官学連携・知的財産センター長|研究国際部研究支援課長

を

「先端産学連携研究推進センター長|研究国際部研究支援課長

に、

「テニュアトラック推進機構長|戦略企画課長
研究戦略センター長 | 研究国際部研究支援課長

を

「テニュアトラック推進機構長|戦略企画課長

に改める。

(国立大学法人東京農工大学 大学戦略本部要項の一部改正)

第16条 国立大学法人東京農工大学 大学戦略本部要項(平成20年4月7日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「産官学連携・知的財産センター長」を「先端産学連携研究推進センター長」に改める。

別表中

研究・産官学連携戦略TF	○学術・研究担当副学 長 産官学連携・知的財 産センター長	・研究コーディネート戦 略 ・研究シーズとニーズの マッチング戦略	<関連組織> 産官学連携・知的財 産センター <事務> 研究国際部研究支援 課
--------------	--	--	--

を

研究・産官学連携戦略TF	○学術・研究担当副学 長 先端産学連携研究推 進センター長	・研究コーディネート戦 略 ・研究シーズとニーズの マッチング戦略	<関連組織> 先端産学連携研究推 進センター <事務> 研究国際部研究支援 課
--------------	--	--	--

に改める。

(国立大学法人東京農工大学イノベーション推進機構の運営に関する学長裁定の一部改正)
第17条 国立大学法人東京農工大学イノベーション推進機構の運営に関する学長裁定(平成22年3月3日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「産官学連携・知的財産センター」を「先端産学連携研究推進センター」に改める。

(国立大学法人東京農工大学における教育職俸給表の適用を受ける者に対する期末・勤勉手当の役職段階別加算に関する要項の一部改正)

第18条 国立大学法人東京農工大学における教育職俸給表の適用を受ける者に対する期末・勤勉手当の役職段階別加算に関する要項(平成20年5月30日学長決裁)の一部を次のように改正する。

本則第2項中「産官学連携・知的財産センター」を「先端産学連携研究推進センター」に改める。

(国立大学法人東京農工大学物品管理事務要項の一部改正)

第19条 国立大学法人東京農工大学物品管理事務要項の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「産官学連携・知的財産センター」を「先端産学連携研究推進センター」に改める。

(国立大学法人東京農工大学科学技術展実施要項の一部改正)

第20条 国立大学法人東京農工大学科学技術展実施要項の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「産官学連携・知的財産センター」を「先端産学連携研究推進センター」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。